

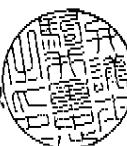
平成26年(行ス)第1号 文書提出命令申立却下決定に対する即時抗告事件
抗告人 宮部慎太郎
相手方 鳥取市

相手方主張書面

平成26年5月15日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

相手方代理人 弁護士 駒井重忠



平成26年4月1日付即時抗告状に対し、以下のとおり反論する。

1 2号非該当性

原決定の判断に誤りはない。

抗告人が主張する租税法律主義（憲法84条）は、新たに租税を課す場合又は現行の租税を変更する場合には法律又は法律の定める条件によらなければならぬとする原則である。国民又は市民が国又は地方公共団体に対して課税額・課税根拠等を明らかにするよう求める具体的権利を直ちに基礎づけるものではない（御府平成25年3月15日付判決（平成24年（行ウ）第3号））。

また、抗告人が主張する租税法律主義は、閲覧請求権の公法上の根拠を示すものにすぎず、私法上の根拠を示すものではない。

2 4号口該当性

原決定の判断に誤るところはない。

仮に特定の地域に同和地区があるとの情報が相当程度流布されていたとし

ても、具体的に特定の地域のどの範囲、どの部落が同和地区であるかについては公知の事実と言い難い。

また、過去の地図の変遷や現地の状況、土地登記簿によっても、地方公共団体である相手方が具体的に特定の地域のどの範囲、どの部落を同和地区として把握しているかを明らかにすることはできない。これらが公知の事実となるものでもない。

対象文書は、特定の地域を指定した同和対策事業に関する文書であり、当該文書の存否を回答するだけでその地域に同和地区があるかどうかを開示することとなり、その結果、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

鳥取県内及び鳥取市内において未だに差別が解消されていない現状においては、ある地域が同和地区に該当するかどうかといった事項は、当該地区に居住する者や当該地区を出身地とする者にとって秘密にしたいと考えるのが一般というべき事項である。

従って、対象文書に記載される内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にも秘密として保護するに値するものである。

抗告人は本件訴訟記録一式をホームページ上に公開しており、対象文書が提出されるや、ウェブ上において不特定多数の者の閲覧に供される蓋然性が高く、当該文書を開示することによって、特定地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれが高い。

従って、対象文書の提出によって公共の利益が害されるものである。

3 以上、本申立には理由がないので、却下の決定を求める。